○内閣府告示第十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百八十七号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年二月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業及び保険外併用療養に関する特例関連事業

○内閣府告示第二十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百八十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年二月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙北市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　仙北市　地方創生・近未来特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国有林野活用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業

○内閣府告示第二十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年二月五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　仙台市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　仙台市　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業及び保険外併用療養に関する特例関連事業

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇〇三	二八、一、二二	福永　裕子
五〇〇四	二八、一、二二	原田　潔
五〇〇五	二八、一、二二	矢部実麻子

○法務省告示第九十五号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

千葉県千葉市検見川町三丁目二千百二十八番地ノ十八　村山　なか

○法務省告示第九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表有限会社雨甲斐畜産の項から株式会社横山ホッグファームの項まで、大木牧場の項から阿部薫の項まで、有限会社丸吉製作所の項、有限会社田中食品の項及び株式会社天内鋼業の項から株式会社太堀の項までを削り、同表株式会社谷口実業の項中「東京都八王子市**檜**原町千四百十二―七」を「東京都八王子市川口町千五百四十一―三」に改め、同表株式会社雪平工務店の項を削る。

第三号中「平成二十五年二月十九日」を「平成二十八年二月二十三日」に改める。

○法務省告示第九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表二孝建設株式会社の項中「東京都練馬区西大泉三丁目二十三番二十二号」を「東京都練馬区西大泉四丁目九番二号」に、株式会社ＧＯＯＤの項中「東京都練馬区西大泉三丁目二十三番二十二号」を「東京都練馬区西大泉四丁目九番二号」に改める。

○法務省告示第九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表有限会社平野製作所の項中「有限会社平野製作所」を「株式会社ヒラノ」に、児玉コンクリート工業株式会社の項中「東京都豊島区南池袋二丁目九番九号第一池袋ホワイトビル五階」を「東京都豊島区南池袋一丁目十六番二十号」に改める。

○法務省告示第九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社デリカシェフの項中「埼玉県上尾市大字原市三百二十四番地一」を「埼玉県久喜市清久町四十九番地二」に改める。

○法務省告示第百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表株式会社東京志村の項中「千葉県習志野市袖ケ浦一丁目十四番六号」を「千葉県習志野市袖ケ浦一丁目十二番七号」に、株式会社江村工務店の項中「宮城県大崎市田尻大沢字百々一五十七番地の六」を「宮城県大崎市田尻字町百八十四番地四」に改める。

○法務省告示第百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表日本ゼニスパイプ株式会社の項中「日本ゼニスパイプ株式会社」を「ゼニス羽田株式会社」に、東和開発株式会社の項中「静岡県伊東市富戸千百七十一番地の八十」を「静岡県伊東市銀座元町四番三号」に、大隅建運株式会社の項中「愛知県名古屋市中村区北畑町一丁目十四番地」を「愛知県弥富市操出一丁目十番地一」に改める。

○法務省告示第百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英